

(別紙) 申請の手引き

実施している事業に応じて、以下の書類を提出ください。なお、複数の企業主導型保育事業所を運営している場合や、「一時預かり事業」と「病児保育事業」をともに実施している場合においては、「定款、寄付行為等及びその登記事項証明書」、「役員一覧」及び「誓約書」については、1 法人につき、1 部の提出(※)で結構です。

(※) 他の認可又は認可外保育施設での確認申請において、ご提出いただいている場合は、不要です。

1. 「一時預かり事業」を実施している施設

原則として、企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金において、「預かりサービス加算」を受けている又は受ける見込みの施設が対象となります。

No	提出書類	留意事項
1	申請書	<ul style="list-style-type: none">「施設・事業の区分」は、【一時預かり事業（在園児以外を対象）】を選択してください。押印が必要です。
2	定款、寄付行為等及びその登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none">施設を複数運営している場合や、複数の事業の申請を行う場合でも、1 法人につき、1 部の提出で結構です。
3	役員一覧	<ul style="list-style-type: none">施設を複数運営している場合や、複数の事業の申請を行う場合でも、1 法人につき、1 部の提出で結構です。
4	別紙 4 一時預かり	<ul style="list-style-type: none">利用定員欄については、【一般型】の場合は、一時預かりの利用定員を、【余裕活用型】の場合は、企業主導型保育事業の利用定員を記入してください。
5	料金表又は利用案内・パンフレット（料金体系の分かるもの）	<ul style="list-style-type: none">食材料費が無償化の対象外のため、料金表等において、<u>保育料と食材料費の内訳を表記するなどの必要があります</u>ので、ご注意ください。
6	一時預かり事業開始届出書	<ul style="list-style-type: none">記入例を参考に、ご記入ください。押印が必要です。
7	誓約書	<ul style="list-style-type: none">施設を複数運営している場合や、複数の事業の申請を行う場合でも、1 法人につき、1 部の提出で結構です。押印が必要です。

裏に続きます。

2. 「病児保育事業」を実施している施設

原則として、企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金において、「病児保育加算」を受けている又は受ける見込みの施設が対象となります。

No	提出書類	留意事項
1	申請書	<ul style="list-style-type: none"> 「施設・事業の区分」は、【病児保育事業】を選択してください。 押印が必要です。
2	定款、寄付行為等 及びその登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 施設を複数運営している場合や、複数の事業の申請を行う場合でも、1 法人につき、1 部の提出で結構です。
3	役員一覧	<ul style="list-style-type: none"> 施設を複数運営している場合や、複数の事業の申請を行う場合でも、1 法人につき、1 部の提出で結構です。
4	別紙5病児保育事業	
5	料金表 又は 利用案内・パンフレット（料金体系の分かるもの）	<ul style="list-style-type: none"> 食材料費が無償化の対象外のため、料金表等において、保育料と食材料費の内訳を表記するなどの必要がありますので、ご注意ください。
6	病児保育事業開始届出書	<ul style="list-style-type: none"> 記入例を参考に、ご記入ください。 押印が必要です。
7	事業計画書 及び 収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用して内容を確認できるものとして、開始届出書の「事業内容」の欄にURL等を記載した場合は、提出不要です。
8	別紙（主な職員の氏名及び経歴）	<ul style="list-style-type: none"> 記入例を参考に、ご記入ください。
9	配置図、平面図	<ul style="list-style-type: none"> 病児保育室等の配置及び面積がわかるもの
10	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 施設を複数運営している場合や、複数の事業の申請を行う場合でも、1 法人につき、1 部の提出で結構です。 押印が必要です。

問い合わせ先

- 確認申請及び一時預かりについて

幼保推進課 （給付係） TEL：072-228-7173

- 無償化及び食材料費の取扱いについて

幼保推進課 （調整係） TEL：072-228-7173

- 病児保育事業について

子ども育成課 （育成係） TEL：072-228-7612